

「輸出貿易管理令の運用について」等の一部を改正する通達新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「輸出貿易管理令の運用について」（昭和62年11月6日付け62貿局第322号・輸出注意事項62第11号）

改正後	現行
<p>0 [略] 1～13 [略] 別表第1 輸出許可等事務の取扱区分 1～4 [略] 別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物 (1)～(5) [略] (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの (7)～(9) [略] (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、<u>2の(15)</u>、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。） (10の2)・(11) [略] 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物 (1)～(5) [略] <u>[削る]</u> (6)～(11) [略] <u>[削る]</u> <u>[削る]</u> (12)～(19) [略] (注) [略] 別表第2～別表第7 [略]</p>	<p>0 [略] 1～13 [略] 別表第1 輸出許可等事務の取扱区分 1～4 [略] 別紙 輸出令別表第1貨物に係る許可事務の取扱区分 1 経済産業局又は沖縄総合事務局において輸出の許可を行う貨物 (1)～(5) [略] (6) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物として貨物等省令第2条第1項第一号に該当する貨物であって、「い地域①」、「は地域①」又は「り地域」を仕向地とするもの（<u>下記の2の(5の2)に掲げるものを除く。</u>） (7)～(9) [略] (10) 輸出令別表第1の5から13までの項の中欄に掲げる貨物（告示で定める貨物を除く。）であって、「と地域①」を仕向地とするもの（下記の(10の2)、<u>2の(11の2)</u>、<u>(11の3)</u>、<u>(15)</u>、(16)及び(17の2)から(19)までに掲げるものを除く。） (10の2)・(11) [略] 2 安全保障貿易審査課において輸出の許可を行う貨物 (1)～(5) [略] <u>(5の2) 輸出令別表第1の3の項(1)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第2条第1項第一号へに該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするもの</u> (6)～(11) [略] <u>(11の2) 輸出令別表第1の5の項(17)に掲げる貨物のうち、貨物等省令第4条第十四号ロに該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするもの</u> <u>(11の3) 輸出令別表第1の7の項(19)に掲げる貨物として貨物等省令第6条第十九号に該当する貨物であって、「り地域」を仕向地とするもの</u> の (12)～(19) [略] (注) [略] 別表第2～別表第7 [略]</p>